

県央保健所地域・職域連携推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 県央地域における地域保健と職域保健の連携を総合的かつ効果的に推進するため、県央保健所地域・職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議、検討する。

- (1) 地域保健と職域保健の連携推進に係る現状と課題に関する事項
- (2) 特定健診・保健指導の現状と課題に関する事項
- (3) 保健医療資源の相互活用・保健事業の共同実施による連携体制の検討
- (4) 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の交換並びにニーズの把握
- (5) その他、実情に応じた、地域・職域連携の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会の委員は20名程度で構成する。

2 委員は市町、医師会、歯科医師会、労働基準監督署、全国健康保険協会長崎支部、長崎県健康事業団、商工会議所及び商工会の代表者、保健所、その他地域・職域保健連携事業の推進に必要と認められる者のうちから、保健所長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及びその権限)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総括し協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集し会長はその議長となる。

2 委員が出席できないときは、所属する機関から委員が指名する代理の者を出席させることができる。

(各種協議会との連携)

第7条 協議会は、保健所が設置する他の協議会との連携を図り、必要に応じて意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 実務的な協議が必要なときは、協議会で承認を得て会長が委員を指名する。
- 3 専門部会は、具体的な事例に対する対応策など、専門的、日常的な事項を取り扱う。

(事務局)

第9条 協議会及び専門部会の事務処理や関係機関の連絡調整を行うため、事務局を県央保健所に置く。

(運営)

第10条 この要綱の定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関して必要な事項については、運営要領を別に定める

附則

この要綱は、平成18年9月28日から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から適用する

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。